産業情報いわて

（財）いわて産業振興センター情報誌【月刊】平成17年5月10日発行

MAY 2005 5
VOL.38

マンスリープロジェクト monthly project

【特集】
県内主要発注企業外注ニーズ調査結果 …… [P2]
一般機器、輸送機器で「多忙」が30%台、見通しは半導体、精密機器が生産減か。

中小企業進化論❶ …… [P6]
中小企業にとってのコンプライアンス（法令遵守）

中小企業新事業活動促進法のご案内 …… [P8]
新法解説

経営相談事例 …… [P10]

いわてものづくりアカデミーご案内／事務所移動のおしらせ …… [P11]

賛助会員募集 …… [P12]

マンスリープロジェクト monthly project

【特集】
県内主要発注企業外注ニーズ調査結果

一般機器、輸送機器で「多忙」が30%台、見通しは半導体、精密機器が生産減か。

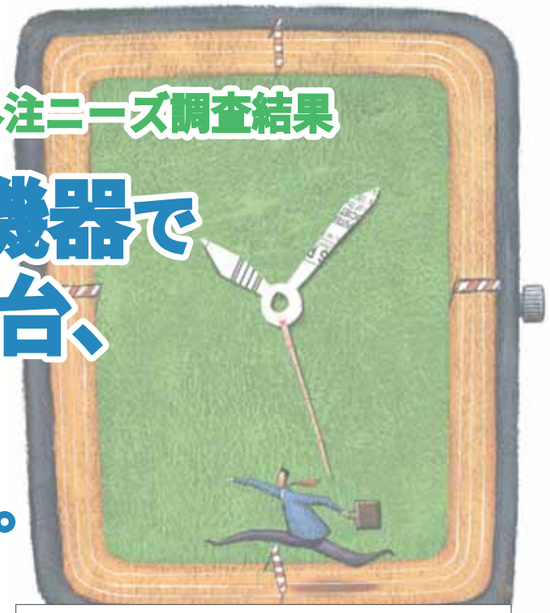

当センターでは県内の主要発注先を対象に「外注ニーズ調査」を実施しました。

受注活動の参考としていただくため、以下に調査結果の概要をお知らせします。

なお、後半に掲載している「発注案件」の詳しい内容については、育成支援グループにお問合せください。

調査について

目　的	県内主要発注企業の外注状況及び下請企業に対する技術・加工等のニーズを把握し、下請取引紹介・あっせんの円滑化に資すること。
対象企業	岩手県内所在の発注を主とする登録企業102社
調査方法	訪問によるヒアリング調査
調査時点	平成17年2月
コメント	製造分野別では、回答企業が5社以下である「農林機器」「住宅関連」「その他」についてはコメント(解説)していない。

生産状況

(1)現況

回答企業102社の生産の現況を生産品目総数289品目についてみると、「多忙」とする品目が59品目で20.4%（前年度66品目20.3%）、「適正」が136品目で47.1%（前年度165品目で50.8%）、「余力あり」が94品目で32.5%（前年度94品目28.9%）となっており、前年度と比較して「多忙」が7品目0.1ポイント減少、「適正」が29品目3.7ポイント減少、「余力あり」が品目数は同じで3.6ポイント増加している。（図1）

これを製造分野別にみると、「多忙」としているのは輸送機器が30.8%(前年度14.0%)、一般機器が30.3%(前年度33.8%)となっている。「適正」は半導体が73.7%（前年度36.4%）で最も高く、次いでOA機器が68.2%（前年度48.1%）となっている。「余力あり」は、電気音響が63.2%（前年度37.5%）で最も高く、次いで精密機器が60.0%（前年度42.1%）、通信機器が53.8%（前年度47.1%）となっている。（図2）

図1　生産の現況（全289品目）

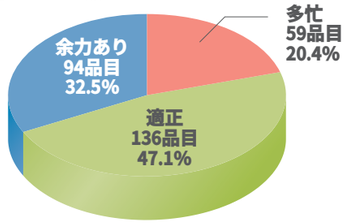

図2　生産の現況（製造分野別）

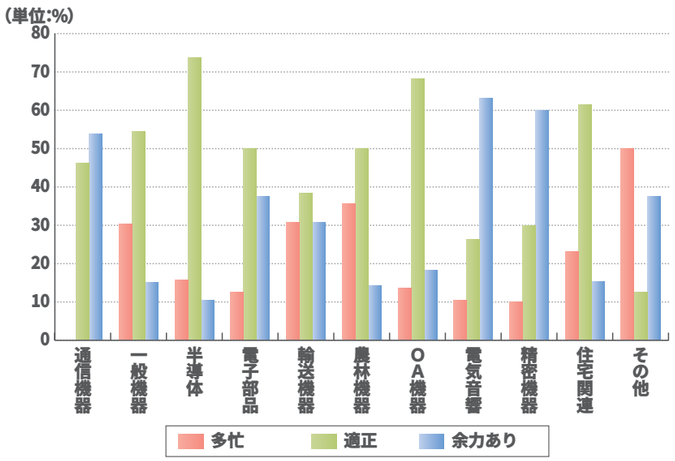

(2) 見通し

今後の見通しを生産品目総数289品目についてみると、「上昇」が43品目14.9%（前年度64品目19.7%）、「横ばい」が161品目55.7%（前年度205品目63.1%）、「減少」が85品目29.4%（前年度56品目17.2%）となっており、前年度に比較して「上昇」が21品目4.8ポイント減少、「横ばい」が44品目7.4ポイント減少、「減少」が29品目12.2ポイント増加している。（図3）

これを製造分野別にみると、「上昇」は輸送機器が28.2%（前年度7.0%）で最も高く、次いで電子部品が20.8%（前年度7.4%）となっている。「横ばい」は一般機器の77.3%（前年度48.6%）が最も高く、次いでOA機器の59.1%（前年度59.3%）、通信機器の53.8%(前年度47.1%)となっている。「減少」は精密機器が55.0%（前年度31.6%）で最も高く、次いで半導体の52.6%（前年度0.0%）となっている。（図4）

外注状況

(1) 外注企業数

回答企業102社が外注している企業の数は3,525社（延べ数、以下同じ）あり、これを県内外別にみると、「県内」が1,171社で33.2%（前年度1,278社38.9%）、「県外」が2,354社で66.8%（前年度2,011社61.1%）となっており、県外企業が343社5.7ポイント増加している。（図5）

これを製造分野別にみると、一般機器が809社で最も多く、次いで精密機器が703社、電気音響が358社となっている。

また、県内外別で県内企業の割合が高い製造分野は、半導体が100社で48.8%、音響機器が168社で46.9%となっている。

逆に県外企業の割合が高い分野は、精密機器の615社が87.5%と最も高く、次いでOA機器の192社73.0%、電子部品の216社67.9%となっている。（図6）

図3　生産の見通し（全289品目）

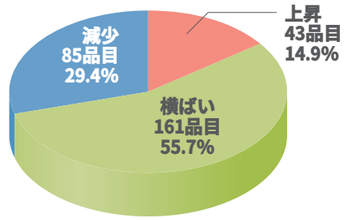

図4　生産の見通し（製造分野別）

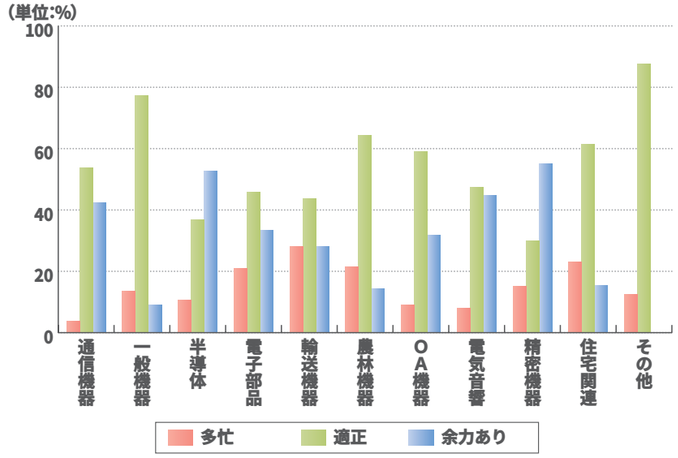

図5　県内外別外注企業数（合計3,525社）

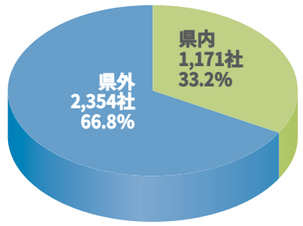

図6　県内外別外注企業数（合計3,055社）

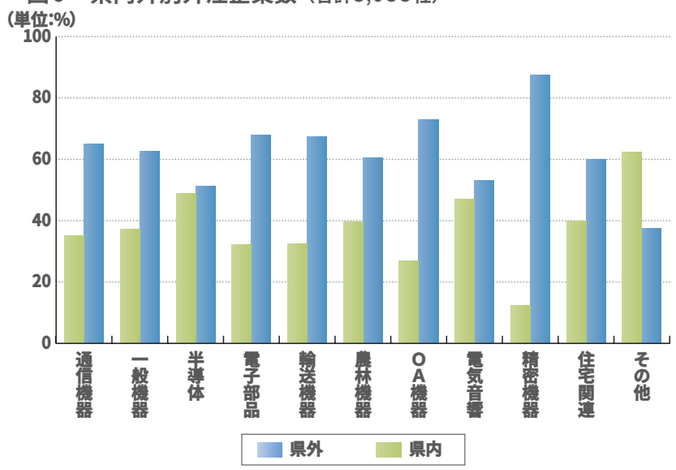

（2） 外注金額

回答企業102社の1年間の外注総額は、4,013億4,533万円（前年度は117社で3,198億8,548万円）となった。

このうち県内外注は701億8,273万円で17.5％（前年度694億3,065万円21.7％）、県外外注は3,311億6,260万円で82.5％（前年度2,504億5,483万円78.3％）となっている。（図7）

これを製造分野別にみると、県内への外注が多いのは半導体が53.8％と最も高く、次いで電子部品が42.6％、電気音響が41.0％となっている。

一方、県外への外注についてみると、輸送機器が92.3％で最も高く、次いでOA機器が90.8％、精密機器が81.3％、一般機器が80.1％となっている。（図8）

また、県内への外注金額のうち半導体と輸送機器の2製造分野で452億9,363万円となり、全体の64.5％を占めている。

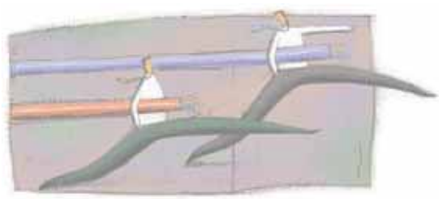

図7　県内外別外注金額（合計4,013億円）

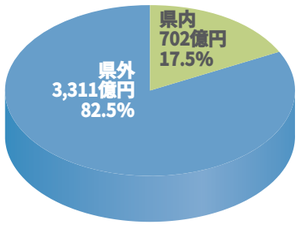

図8　製造分野別外注金額の割合

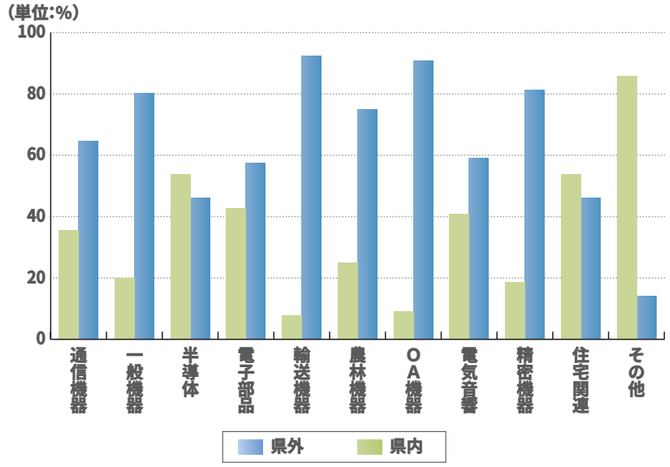

外注している加工内容

回答企業102社が外注している加工内容をみると、メッキが79社77.5％と最も高く、次いで熱処理の55社53.9％、旋盤切削の53社52.0％となっている。（図9）

これを県内外別にみると、県内はメカ組立が71.1％と最も高く、次いで設備メンテナンスの70.0％、平面研削の61.9％となっている。県外は冷間鍛造が100.0％と最も高く、次いでゴムライニングの85.7％、粉末冶金の80.0％となっている。（図10）

図9　加工内容別外注割合

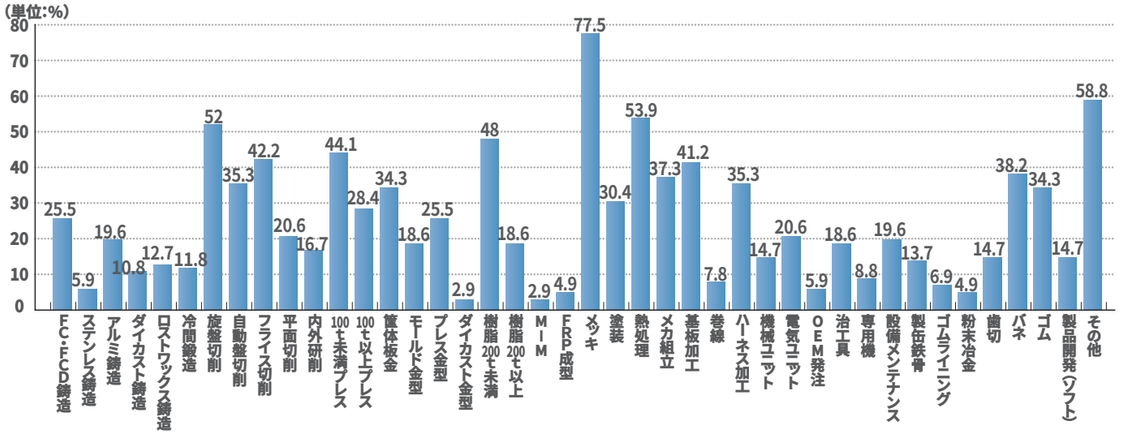

図10　加工内容別県内外企業割合

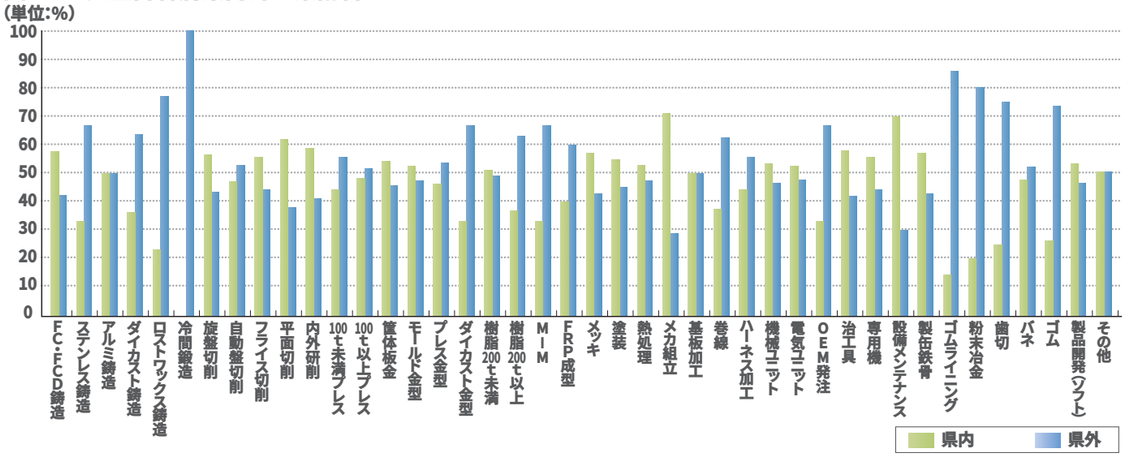

県内外注企業に対する要望

県内発注企業の県内外注企業に対する要望としては、「コストダウンへの対応力」が56社（54.9％）、「短納期化への対応力」が48社（47.1％）、「多種少量生産への対応力」44社（43.1％）が上位3項目であり、以下「管理体制のレベル」35社（34.3％）、「加工精度」25社（24.5％）となっている。（図11）

図11　外注企業に対する要望（複数回答）

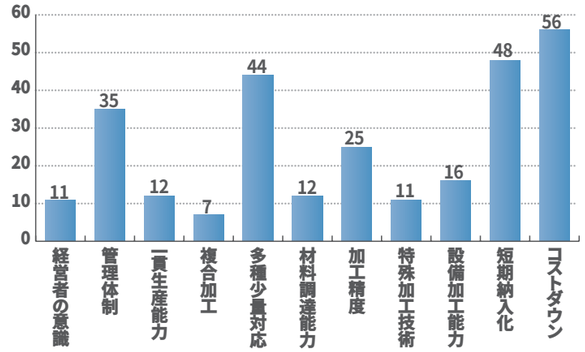

発注案件

調査対象企業に「現在、県内企業に発注できる案件があるか」、「今後、新たに生じる発注案件があるか」について質問した結果は、次のとおりである。

（1）現在、県内企業に発注することが可能な案件

- ●編み立て／婦人衣料
- ●穴明・みぞ・メッキ・面取り／シャフトドライブ
- ●プレス（2000t）／扉意匠
- ●バフ研磨（無鉛ダイカストの鏡面仕上げ研磨）
- ●旋盤・フライス／小物部品
- ●旋盤・フライス・円筒研磨／撚線機部品
- ●配管組立
- ●精密機械加工／金型部品
- ●MC加工／空圧機器
- ●タレパン・アルミダイキャスト
- ●メッキ・切削・研磨等表面処理／ピストンリング
- ●成形研削・研磨／プレス金型部品
- ●特殊内外径研削加工
- ●塗装／情報端末・医療機
- ●フライス加工・MC加工・研削・板金／半導体製造装置部品
- ●切削加工／大型部品
- ●樹脂成形／コネクタ・プロテクタ・カー用ハーネス部品
- ●基盤加工（自動装着・デップ層対応）／通信機
- ●配線／制御盤
- ●組立・検査／ワイヤーハーネス
- ●超精密加工／コネクタ・成形品・プレス品・メッキ品
- ●板金加工・塗装／筐体
- ●1/1000台の超精密切削・研削・表面処理（真空焼入れ等）
- ●アルミ切削φ30～60
- ●一貫生産／情報・無線機器
- ●SMT～ASSY工程加工／基盤組立
- ●プレス・樹脂成形・切削

（2）今後、新たに生じる発注案件

- ●プリント・刺繍／婦人衣料
- ●組立用穴加工・ダボ穴加工・組立
- ●基盤設計／回路・ソフト含む
- ●MC・複合機加工／空圧機器
- ●切削加工等／スターリングエンジン（廃物利用装置）
- ●プレス・樹脂成形
- ●電気工事／工場内設備配線
- ●プレス・溶接・治具設計製作／自動車部品
- ●旋盤・フライス・穴あけ加工／ピン・シャフト
- ●プレス加工・スポット溶接・CO_2アーク溶接

お問合わせ先　育成支援グループ　TEL 019-621-5385　FAX 019-624-5480
URL http://www.joho-iwate.or.jp/torihiki/
E-mail sitauke@joho-iwate.or.jp

中小企業進化論❶

中小企業にとっての コンプライアンス（法令遵守）

平成11年12月中小企業基本法が36年ぶりに改正されました。当初、非近代的で弱者の中小企業を保護育成していくとの目的で制定されたのですが、この度は「中小企業は我が国経済の発展と活力の源泉」と位置づけ、大企業に伍して強く逞しく躍進していく中小企業を支援していくとの目的に改正されました。すなわち弱者としての中小企業から強者としての中小企業への大変身の一歩だったのです。あれから6年、果たして本当に中小企業は強者になったのでしょうか。

今回から6回にわたり、「中小企業進化論」と題し、今大企業が取り組んでいる今日的経営戦略テーマを敢えて取り上げ、真に自立した中小企業に進化するために中小企業としてどのように取り組むべきかを解説していきたいと思います。この1年よろしくお付き合いください。第1回目はコンプライアンスです。

コンプライアンス時代の幕開け

4月1日、全ての新聞が一斉に個人情報保護法の全面施行を報道した。街の本屋でも個人情報保護法がらみの書籍が山積みされている。個人情報を取り扱う企業では関連規程の見直しからマニュアル作成、啓蒙教育、私物パソコンの社内持ち込み禁止、果ては個人の保管名刺やメールアドレスのチェック等など、非常に神経質な対応が続いている。しかし個人情報保護問題は企業が取り組むべきコンプライアンスの一つの顔に過ぎない。まさにコンプライアンス時代の幕開けである。

では、なぜこのように昨今コンプライアンスが注目されるようになったのであろうか。その最大の理由は相次ぐ企業の不祥事と、それに伴う政府の公益通報者に対する保護制度の設定や消費者団体の不買運動、更には株主代表訴訟といった企業の社会的責任を追及する声の高まりによるものであり、その動きは更に大きく激しくなってきている。

コンプライアンスへの取り組み

このような背景に対して、殆どの中小企業ではそれ程の危機感を持たず、模様眺めといった様子で、大企業に比べるとやや出遅れ観がある。その最大の理由は、「我社はそんな問題を起こさない」「我社は社員を信頼している」という、特に根拠のない過信あるいは盲信によるものである。しかし、この社会の流れは規模に関係なく広く全ての企業に対し同様に課せられた問題であり、中小企業も例外ではない。そして、一旦問題を起こせば、社会からの徹底的糾弾により倒産に至ることもある。

一方、多くの優秀で先鋭な企業ではこの流れを後ろ向きに捉えるのではなく、むしろ積極的に取り組んでいる。コンプライアンスとは法令遵守と訳されるが、法令遵守と訳すと「ともかく法律に抵触しなければ何をしても良い」とする最低基準をイメージしがちである。しかし、これらの企業では広く企業倫理をも含めた経営の「誠実さ」（インテグリティ）と訳しブランド戦略と相俟って収益拡大につなげている。

コンプライアンス経営の三つのメリット

企業がコンプライアンスに積極的に取り組むメリットは大きく三つある。

一つ目は、顧客からの信頼が増し売り上げ増につながることである。

コンプライアンスの精神は「相手方を騙さない、偽らない、手を抜かない」ことである。例えばトレーサビリティー（生産履歴管理）で商品の生まれ育ちを保証していくことや産業廃棄物を健全に処理していることなどで、顧客からの商品や経営姿勢に対する信頼度が増し、企業ブランドが向上し、優先的に購買指名が得られ、結果的に売り上げ増につながる。

二つ目は、優秀な社員が集まり育つことである。

本音と建前、二つの顔を使い分ける悪い企業、例えば談合を続けていながら「顧客満足が使命」等と名刺に書いている建設業者や、汚水を垂れ流しにしながらテレビで安全性をPRしている食品会社では、多分真面目な社員は嫌気をさしてやめていくに違いない。と、同時に残った社員はどのような集団であろうか、推して知るべしである。

すなわち真正面からコンプライアンスに取り組む企業では、企業と従業員の間に真摯で良好な関係が構築でき、必然的に良い人材が集まり良い人材が育つこととなる。良い人材の集まる企業が競争力を増し収益を向上することは当然である。

三つ目はコストダウンにつながることである。

多分、多くの中小企業でコンプライアンスに取り組むことに二の足を踏む理由は、コンプライアンスを導入すると管理コストが増えるのではないか、という懸念であろう。しかし、実態は逆である。

実はコンプライアンスの導入には二つの入り口がある。一つはシステムや制度としてのコンプライアンスであり、もう一つは文化・風土としてのコンプライアンスである。システムや制度を構築していく為には規程類の見直しやマニュアルの作成、監査部門の設置などの管理コストがかかることは否めない。しかし、その過程で更に進化し本来の企業文化や企業風土が本質的なコンプライアンス経営になれば、もはや社内のコンセンサスは常に一定の誠実で健全な基準によってなされ、末端の組織までコンプライアンスが行き届いた迅速な経営により管理処理が究極まで簡素化し、その結果事故予防や事後処理に関わるコストが大きく軽減されることになる。

企業存亡のリスク要因

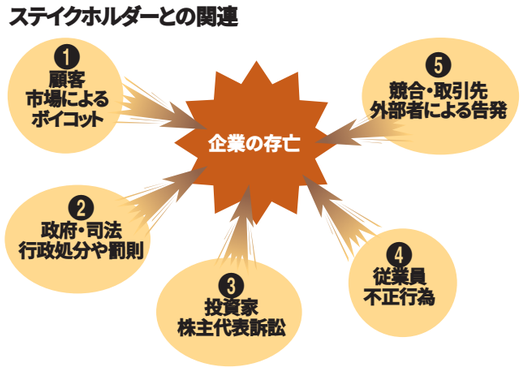

企業社会責任のフェーズ

主体的	フェーズ2 倫理実践 正しいことを行う 公正である 法の精神を実践する	フェーズ3 社会貢献 地域社会をより良いものにする 人間の尊厳を促進する 勇気を持って取り組む
基礎的	フェーズ1 狭義の法令遵守 悪事を避ける 詐欺的であってはならない 盗んではならない 法令の文言を遵守する	フェーズ2 倫理実践 他を傷つけない 地域社会に害を与えない 人権を尊重する よく配慮する
	正　義	博　愛

出典:高巌「コンプライアンスの知識」日経文庫2004年

まずトップが宣言しよう

今まで中小企業はコンプライアンスに対して「食わず嫌い」のところがあったと思われる。しかし、このように見てくるとコンプライアンス経営には大変な企業メリットがあることが分かる。しかし、その導入には大きな手間と知識が掛かり億劫である。そこで大企業が導入する本格的なコンプライアンス経営ではなく、もう少し簡便な方法を考えてみよう。

まず、何はともあれ、社長が「我社は今後コンプライアンスを経営の柱にする」と宣言するところから始めよう。宣言することで企業の姿勢を内外に示し、それが逆に自分たちに対する自制の鏡となる。

次に自社に関わる関連法規をチェックしよう。例えば製造関連ならば製造物責任法や廃棄物処理法、販売に関しては消費者契約法や不当表示防止法、個人情報保護法など、労務に関しては労働基本法や男女雇用機会均等法などである。もちろんすべてを網羅的にチェックしていては大変な時間・費用が掛かってしまう。そこで、例えば潜在的に法令違反の起こりそうな点や過去にあった問題点などをチェックリスト方式で抜き出し、重要度と緊急度、発生頻度の三点から評価し、評価点の高いリスクに絞り込むことが大切である。

従来の制度にうまく乗せる工夫が大切

絞り込まれたテーマへの対応であるが、導入失敗事例を見ると全てを新たにコンプライアンス制度として作り、従来の他のシステムと連動しない、いわゆる屋上屋を重ねる事例が多く、結局膨大なマニュアルを作って終わる。

したがって既にISO14001を取得していれば、廃棄物処理関連は包括的にマニュアルを作ればよい。商品や顧客に関するコンプライアンスは、顧客満足の一貫として一歩前向きに取り組めば更に相乗効果がもたらされる。機密漏洩やセクハラなどに関しては、人事制度や人材教育を含め良好な労使関係や職場作りの一貫として取り組めば、より大きな成果が得られる。

このようにコンプライアンスを導入することで、社内を一度クリーニングし新しい視点から経営を眺めることができる。中小企業進化の一つ目のポイント、コンプライアンスへの積極対応を是非とも図っていただきたい。

S&Gビジネスディレクション株式会社
代表取締役社長　吉田　史朗

中小企業新事業活動促進法のご案内

新法解説

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）」が4月6日に成立し、同月13日に施行されました。

同法律は、利用者の利便性の向上を図るため、「中小企業経営革新支援法」「中小創造法（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法）」「新事業創出促進法」の3法を整理統合し、「新連携」支援を新たな柱として加え、創業及び異分野の中小企業が連携して行う新事業活動を総合的に促進するとともに、予算や税制などの支援措置も含めて中小企業施策の骨太化を行ったものです。

ここでは、同法律に基づく支援策を ❶「創業の支援」 ❷「経営革新の支援」 ❸「新連携の支援」 ❹「技術革新の支援」 ❺「地域における支援」の5つの主な支援に分けてご紹介します。

1 創業の支援

対象となる方

創業しようとしている方、及び、創業5年未満の方

支援内容

❶最低資本金規制の特例

事業を営んでいない個人が、この法律に基づいて経済産業大臣の「確認」を受けると、株式会社または有限会社を設立する際に、「最低資本金規制（株式会社は最低1,000万円、有限会社は最低300万円の資本金が必要という規制）」が5年間猶予されます。

❷信用保証協会による信用保証

上限1,500万円まで無担保・無保証で信用保証が受けられます。

❸中小企業基盤整備機構による債務保証制度

信用保証協会の保証枠を既に全額使用しているなど信用保証協会の信用保証制度では、資金調達が困難な場合に限りご利用下さい。

❹設備投資減税

設備投資額について、30%の特別償却または7%の税額控除を選ぶことができます。

❺留保金課税の停止

設立10年以内の中小同族会社は、内部留保への追加的課税の停止を受けられます。

❻エンジェル税制

個人投資家が、ベンチャー企業の新たに発行する株式を取得した場合、及び、その株式を譲渡する等して利益・損失が発生した場合に、課税の特例が受けられます。

❼中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みを頂き、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

2 経営革新の支援

対象となる方

「経営革新」に取り組む中小企業者、組合等

（1）「経営革新」とは、「新商品の開発又は生産」「新サービスの開発又は提供」「商品の新たな生産又は販売の方式の導入」「サービスの新たな提供の方式の導入、その他の新たな事業活動」の新事業活動を行うことにより、「経営の相当程度の向上を図る」ことをいいます。

（2）「経営の相当程度の向上を図る」とは、経営目標として、経常利益及び付加価値額(※)又は一人あたりの付加価値額の伸びを具体的に示す計画を作ることをいいます。※付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計額です。

支援内容

事業内容や「経営の相当程度の向上」を示す経営目標を盛り込んだビジネスプラン「経営革新計画」を作成して頂き、その計画が都道府県または国の承認を受けると、補助金、低利融資、減税などの以下の各種の支援策がご利用になれます。

なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認も受ける必要があります。

❶補助金 ❷政府系金融機関による低利融資制度 ❸信用保証の特例 ❹課税の特例（設備投資減税、留保金課税の停止） ❺高度化融資制度 ❻中小企業投資育成株式会社法の特例 ❼小規模企業者等設備導入資金助成法の特例 ❽ベンチャーファンドからの投資 ❾特許料等の減免措置 ❿販路開拓コーディネート事業

3 新連携の支援

対象となる方

2社以上の異分野の中小企業（この他に、大企業、大学、研究機関、NPO、組合などが参加することも出来ます。）で連携して新たな事業活動に取り組む方

支援内容

全国9カ所に「新連携支援地域戦略会議（戦略会議）」が、平成17年度から新たに設けられ、連携する事業体の構築から、連携事業の事業計画の作成、生産管理、販路開拓、収益を上げる段階にいたるまで、商社出身者やコンサルタント、金融機関OBなどによる一貫したサポートが受けられます。

この「戦略会議」を通じて磨き込まれた事業計画に基づき、経済産業局に計画の認定申請を行い、中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画(※)として認定されると、以下のような支援策をご利用になれます。

※「異分野連携新事業分野開拓」とは、事業の分野が異なる事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識や技能など）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。なお、通称で「新連携」とも呼んでいます。

❶新連携対策補助金

連携体内の規約作成・システム構築や販路開拓に必要なマーケティング調査等の経費に対する補助金を利用できます。

❷政府系金融機関による低利融資制度

異分野連携新事業分野開拓計画に基づく設備資金および運転資金について、政府系金融機関が計画の評価を加味し、優遇金利（特利3:政策金融の中で最優遇の金利です）で、計画に参画する個別企業に融資する制度をご利用になれます。

❸信用保証協会による信用保証

普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険に同額の別枠を設けることができます。また、新事業開拓保険の限度額が2億円→4億円（組合4億円→6億円）に拡大されます。

❹設備投資減税

設備投資額について30%の特別償却又は7%の税額控除を選ぶことができます。

※ただし、「経営革新」の支援と同様「経営の相当程度の向上」を図る事業者に限られます。

❺中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みを頂き、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

❻高度化融資制度

工場等の集団化や施設の共同化などを行う場合に無利子融資が受けられます。

4 技術革新の支援

中小企業技術革新制度（SBIR）

対象となる方

新技術に関する研究開発のための補助金・委託費等の交付を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人

支援内容

研究開発成果の事業化を促進するために、次のような支援策が受けられます。

❶特許料等の減免措置 ❷信用保証協会による信用保証 ❸中小企業金融公庫による低利融資 ❹中小企業投資育成株式会社法の特例 ❺小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

5 地域における支援

支援内容

●「地域プラットフォーム」による支援

都道府県・政令市は、地域の産業支援機関を「中核的支援機関」を中心にネットワーク化した「地域プラットフォーム」を設けています。新たな事業活動を行う方は、創業から事業化までの各段階において、人材育成・技術開発・資金供給等の支援策を、中核的支援機関を通じてワンストップで受けることができます。

●高度技術産学連携地域の活用

都道府県・政令市が設定する「高度技術産学連携地域」（高度な技術の研究開発等を行う事業者と大学等の研究機関が集積し、相互に連携することで新たな事業活動が促進される地域）では、独立行政法人中小企業基盤整備機構が起業家育成施設（ビジネス・インキュベータ）を整備する場合があります。その場合同施設を利用することができます。

●中小機構が管理する団地のご利用

同機構が管理する中核工業団地、オフィス・アルカディア団地、頭脳団地について、以下の方々は、当該団地の用途に限定されることなく、譲渡または賃貸でのご利用が可能です。

❶創業者、新規中小企業者、経営革新の承認を受けた中小企業者等、新連携の認定を受けた中小企業者
❷高度技術産学連携地域において、起業家育成施設を整備する者

お問合わせ先　新事業支援グループ　TEL 019-621-5070　FAX 019-621-5480
E-mail　joho@joho-iwate.or.jp

Q&A 経営相談事例

当センターでは、中小企業者等が抱える経営、金融等様々な問題の相談に応ずるため、マリオス7階に総合相談窓口を設けておりますので、お気軽にご相談ください。

Q 平成17年4月から「個人情報保護法」が施行され、個人情報を厳重に管理しています。個人情報保護の取組みを客観的に評価する制度や、個人情報を適切に扱っている事業者として、消費者や取引先にアピールできる仕組みはありますか。

個人情報保護に関して、企業等の取組みを評価する制度として、プライバシーマーク制度、TRUSTe制度があります。それぞれ目的や評価対象、評価方法などが異なりますので、企業にとって有効な制度を活用して下さい。

■ プライバシーマーク（Pマーク）制度

プライバシーマーク制度は、個人情報保護に関する日本工業規格（JIS）に適合し、個人情報の取扱いを適切に行うための体制を整備しているか否かにつき、第三者機関である財団法人日本情報処理開発協会（及びその指定機関）が審査し、適合している企業については認定するとともに、その証として「プライバシーマーク」のロゴの使用を許諾する制度です。

第三者認証を受けるメリットの一つとして、認証取得企業は、少なくとも個人情報保護への取組みを積極的に行っている企業であるとアピールすることができます。また、最近はデータ処理などの業務を委託する場合、委託先にプライバシーマークの取得を義務付ける企業・団体が出てきたり、消費者も自分の個人情報がどのように取扱われているか不安があり、信頼できる企業かどうかという確証を求めています。したがって、企業としては、プライバシーマークを取得する意義は十分にあります。

平成17年4月現在、約1,300社が認定を受けています。主な業種として、情報サービス・調査業、印刷・出版業、労働者派遣業、運輸・通信業があります。業界の趨勢として取得の方向にあれば、検討の余地があります。

プライバシーマークは、社内体制確立、社内教育、JISに適合したコンプライアンス※・プログラムの作成、実施及び運用（PDCAサイクル）の段階を経て申請し、審査を受けて認証されます。

申請料金は、新規の場合、企業規模に応じて30万円・60万円・120万円の3段階ですが、それ以外の取得費用は、企業が自力で取得するか外部のコンサルタントの支援を受けるかどうか、また、企業規模によって異なります。マークの有効期間は2年間で、更新には別途、更新料が必要となります。

※コンプライアンス:一般的には、「法令遵守と訳され、法律や企業内の規定・規則を守ることをいいます。

＜参考URL＞
プライバシーマーク制度
http://privacymark.jp/

■ TRUSTe制度

TRUSTeは、オンライン、ネットワーク上の個人情報取扱いに関する認定制度を管理している、米国の非営利団体です。日本国内では日本技術者連盟（JEF）がTRUSTeと提携して、認定業務を運営しています。

TRUSTeの定める基準を満たして個人情報を適正に管理していると認定されたWebサイトは、「TRUSTeプライバシー・シール」の取得を申請することができます。認定を受けた企業は、TRUSTeマーク（オンラインプライバシー保護シール）をサイト上に掲示する許可が与えられます。

TRUSTe取得を希望する企業は、審査代行機関である「TRUSTe認定審査パートナー企業」の中から一社を選択し、審査・コンサルティングを受ける必要があります。審査・コンサルティング料金は各審査パートナーにより異なりますが、最低でも数十万円となります。ライセンス料（1年更新）は、企業の年間売上高によりますが、1億円未満の場合は72,000円です。

TRUSTeマークには、通常のウェブサイト向け認証マークのほか、取扱う個人情報に応じて複数の認証マークがあります。

PマークとTRUSTeマークの一番の違いは、TRUSTeはネットワーク上における個人情報保護認証マークであるという点です。

＜参考URL＞
TRUSTe制度　http://www.truste-jp.org/

以上の他に、個人情報保護を含む情報システム全体のセキュリティを取扱う「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度」があります。

＜参考URL＞
ISMS適合性評価制度
http://www.isms.jipdec.jp/

「個人情報保護法」は「個人情報取扱事業者※」であるか否かにかかわらず、全ての企業・団体・組織が遵守すべき法律です。今後も継続して、適切な個人情報保護を実践してください。

※個人情報取扱事業者:過去6ヶ月以内に5,000件を超える個人情報を取扱った事業者。

お問合わせ先
「経営相談・窓口相談」に関するお問合わせ先
新事業支援グループ　TEL 019-621-5070　FAX 019-621-5481
URL http://www.joho-iwate.or.jp/sodan　E-mail joho@joho-iwate.or.jp

ご案内 いわてものづくりアカデミー

当センターでは、県内ものづくり産業の国際競争力の強化と一層の集積促進を目指し、品質、納期、コスト各般に渡るカイゼン能力の高い意欲的な人材育成を支援するため、本年度より「いわてものづくりアカデミー」を開催することとしました。ものづくり現場の活性化とカイゼン意欲の高い企業風土の実現を目指し、精選したメニューとカリキュラムを準備いたしておりますので、ものづくり企業の方々の積極的な受講をお待ちしております。

工程カイゼン基礎講座

多品種少量生産に対応した工程管理・工程改善のポイントについて学ぶことにより、御社のカイゼンへの取組みのきっかけづくりを行います。

- ●内　容　多品種少量生産への対応、工程管理方法、ムダ・ムラ・ムリ、モデル工場改善実習 他
- ●講　師　(株)アドバンス経営 中田 耕治
- ●日　程　平成17年6月1日・2日
- ●会　場　北上市・北上市基盤技術支援センター
- ●受講料　20,000円

新製品開発セミナー

「自社製品を作って世の中へ売り出したい。」という御社に、製品開発力から販売までの一連の手法を習得するヒントをお知らせします。

- ●内　容　製品開発、販売チャネル
  営業戦略、プロモーション 他
- ●講　師　(株)ラディックス　望月 明人 他
- ●日　程　平成17年6月15日・16日
- ●会　場　盛岡市・岩手県自治会館
- ●受講料　20,000円

業務システム構築セミナー

ITを活用した生産管理・品質管理等の業務分析の考え方・手法を学ぶことにより、業務の効率化をサポートします。

- ●内　容　業務フローチャートの作成
  自社の業務フロー改善策作成
  自社業務システムの構築　他
- ●講　師　オフィス朝比奈　朝比奈　純一
  岩手大学地域連携推進センター
  インキュベーションマネージャー　安保　繁
- ●日　程　平成17年6月10日・17日、
  7月8日・22日、8月5日、9月2日・16日
  （計7日間）
- ●会　場　北上市・北上市基盤技術支援センター
- ●受講料　20,000円

お申込み・お問合わせ先
育成支援グループ　人材育成担当
TEL. 019-621-5390　FAX 019-621-5480
E-mail　monoaca@joho-iwate.or.jp
URL　http://www.joho-iwate.or.jp/kenshu

おしらせ！ 事務所移動のおしらせ

先月号にてお知らせしたとおり、当センターは組織体制をグループ制に移行いたしました。

それに併せて、これまで2室に分かれていたマリオス7階の事務所を1室に統合し、新たにミーティングスペースを備えた「ビデオ・図書室」を新設しました。

ビデオ・図書室とミーティングスペースはどなたでもご利用できます。皆様のご利用をお待ちしております。

また、11階の会議室も7階に移動しました。

★ビデオ・図書室を新設
★事務所を1室に統合

いわて産業振興センター賛助会員募集のご案内

支援します。支援下さい。

現在当センターでは、センター事業の一層の充実を図り、皆様のニーズに応じた支援を行うことを目的に賛助会員を募集しています。事業目的にご賛同いただき、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

■会員の特典

■定期情報誌の提供

中小企業経営に役立つホットな情報を満載した「産業情報いわて」を毎月1回提供します。

■中小企業施策情報を随時提供

岩手県の商工施策を満載した「岩手県商工施策利用ガイドブック」のほか、希望者には、メールマガジンで国や各支援機関等での中小企業施策情報を随時提供します。

■ホームページの広報支援

貴社のホームページをセンターホームページへリンク※または掲載して支援します。

※センターのホームページにリンクすることにより検索エンジン（Google）で貴社のホームページが上位に表示されヒット率が高まります。

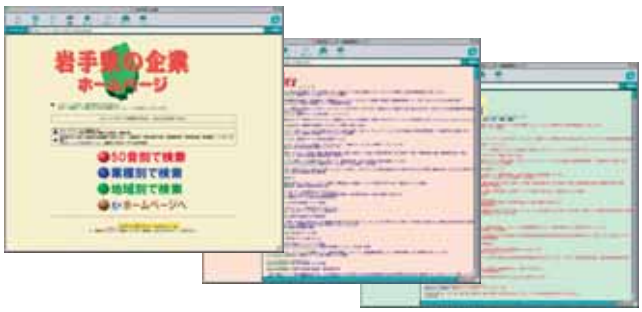

■経営に役立つビデオ・図書の無料貸出

社内研修用ビデオ・企業経営ビデオ（約1,750巻）及び経営図書（約480冊）を無料で貸し出しします。

■企業信用情報の提供

東京商工リサーチ等の企業信用情報データを代行検索のうえ割引※して提供します。

※1,260円／件を630円／件で提供（但し、割引する代行検索の件数は15件／年を限度とします）

■新製品・新商品のパブリシティ（広告・宣伝）支援

審査のうえ新聞社等報道機関等に対しパブリシティ（広告・宣伝）支援します。

■いわてものづくりアカデミー受講料割引

いわてものづくりアカデミーの各講習の受講料を約20%割引します。

■会　　費

■年会費　1口当たり　20,000円

■申込方法及び問合わせ先

当センターホームページからお申し込みいただけます

お申込み・お問合わせ先	総務グループ	TEL　019-621-5380　FAX　019-621-5480 URL　http://www.joho-iwate.or.jp/sanjo/ E-mail　joho@joho-iwate.or.jp

産業情報いわて　2005年5月10日（毎月10日発行）
発　　行　(財)いわて産業振興センター
〒020-0045　盛岡市盛岡駅西通2丁目9-1（マリオス7階）　TEL.019(621)5380　FAX.019(621)5480
E-mail　joho@joho-iwate.or.jp　URL　http://www.joho-iwate.or.jp/
編集印刷　川嶋印刷(株)

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています。
PRINTED WITH SOY INK